

## ○岡山市特定非営利活動促進法施行条例

平成24年3月26日

市条例第2号

改正 平成24年6月29日市条例第40号

平成27年9月28日市条例第63号

平成28年12月19日市条例第51号

(趣旨)

第1条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）の規定の実施のための手続その他その執行に関し必要な事項について定めるものとする。

(設立の認証申請)

第2条 法第10条第1項の認証を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所
- (2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地、その他の事務所の所在地
- (3) 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

2 法第10条第1項第2号ハに規定する条例で定める書面は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該役員が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第12条第1項に規定する住民票の写し
- (2) 当該役員が前号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書

3 前項第2号に掲げる書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付しなければならない。

4 第2項各号に掲げる書面は、申請の日前6月以内に作成されたものでなければならない。

5 第2項の規定にかかわらず、市長が住民基本台帳法第30条の10第1項又は第30条の12第1項の規定により地方公共団体情報システム機構から当該役員に係る機構保存本人確認情報の提供を受けるときは、第1項の申請書には、第2項第1号に掲げる書面を添付することを要しないものとする。

(縦覧)

第3条 法第10条第2項(法第25条第5項及び法第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定による縦覧の場所その他当該縦覧に関し必要な事項は、規則で定める。

(補正)

第4条 法第10条第3項に規定する条例で定める軽微な不備は、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。

2 法第10条第3項の規定による補正を行おうとするときは、規則で定めるところにより、補正後の申請書又は書類を添付した補正書を市長に提出しなければならない。

(設立登記の完了の届出)

第5条 法第13条第2項の規定による届出は、規則で定めるところにより行わなければならない。

(社員総会の議事録)

第6条 特定非営利活動法人の社員総会の議事録は、書面又は電磁的記録(特定非営利活動促進法施行規則(平成23年内閣府令第55号)第2条に規定する電磁的記録をいう。)をもって作成しなければならない。

2 法第14条の9の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合の当該社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

(1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 社員総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(役員の変更等の届出)

第7条 法第23条第1項の規定による届出は、規則で定めるところにより行わなければならない。

2 第2条第2項から第5項までの規定は、法第23条第2項の届出について準用する。この場合において、第2条第4項中「申請の日」とあるのは「届出の日」と読み替えるものとする。

(定款の変更の認証申請等)

第8条 特定非営利活動法人は、法第25条第3項の認証を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 定款の変更の内容
- (3) 定款の変更の理由

2 第4条第1項及び第2項の規定は、法第25条第5項において準用する法第10条第3項の規定による補正について準用する。

3 法第25条第6項の規定による届出は、規則で定めるところにより、第1項各号に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

4 法第25条第7項の規定による届出は、規則で定めるところにより行わなければならない。  
(事業報告書等の提出)

第9条 法第29条の規定による事業報告書等の提出は、規則で定めるところにより、毎事業年度初めの3箇月以内に行わなければならない。

(事業報告書等の公開)

第10条 法第30条の規定による事業報告書等の閲覧及び謄写に関し必要な事項は、規則で定める。

(解散の認定申請)

第11条 特定非営利活動法人は、法第31条第2項の認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
- (3) 残余財産の処分方法

(清算人による解散の届出)

第12条 法第31条第4項の規定による届出は、規則で定めるところにより行わなければならない。

(清算人の届出)

第13条 法第31条の8の規定による届出は、規則で定めるところにより行わなければならない。

(残余財産の譲渡の認証申請)

第14条 清算人は、法第32条第2項の認証を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 解散した特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地
- (2) 申請者である清算人の氏名及び住所又は居所
- (3) 譲渡すべき残余財産
- (4) 残余財産の譲渡を受ける者

(清算終了の届出)

第15条 法第32条の3の規定による届出は、規則で定めるところにより行わなければならない。

(合併の認証申請)

第16条 特定非営利活動法人は、法第34条第3項の規定による認証を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 合併しようとする各特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地、その他の事務所の所在地
- (3) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の定款に記載された目的

2 第2条第2項から第5項までの規定は法第34条第5項において準用する法第10条第1項第2号ハの書類について、第4条の規定は法第34条第5項において準用する法第10条第3項の規定による補正について、それぞれ準用する。

(合併の場合の貸借対照表等の備置き等)

第17条 法第35条第1項の貸借対照表及び財産目録は、合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）について作成し、同条第2項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞ

れの事務所に備え置くものとする。

(合併登記の完了の届出)

第18条 法第39条第2項において準用する法第13条第2項の規定による届出は、規則で定めるところにより行わなければならない。

(検査の際の身分証明書)

第19条 法第41条第3項(法第64条第7項において準用する場合を含む。)の職員の身分を示す証明書に関し必要な事項は、規則で定める。

(認定申請)

第20条 特定非営利活動法人は、法第44条第1項の認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(2) その他市長が必要と認める事項

(認定の有効期間の更新申請)

第21条 法第51条第2項の有効期間の更新の申請は、規則で定めるところにより行わなければならない。

(認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出)

第22条 法第53条第1項の規定による届出は、規則で定めるところにより行わなければならない。

(寄附者名簿等の作成)

第23条 法第54条第2項第1号及び第3号並びに第3項の規定による書類の作成は、規則で定めるところにより行わなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第24条 法第55条第1項の規定による書類の提出は、規則で定めるところにより、毎事業年度初めの3箇月以内に行わなければならない。

2 法第55条第2項の規定による書類の提出は、規則で定めるところにより、遅滞なく行わなければならない。

(役員報酬規程等の公開)

第25条 法第56条の規定による閲覧及び謄写に関し必要な事項は、規則で定める。

(特例認定申請)

第26条 特定非営利活動法人は、法第58条第1項の特例認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) その他市長が必要と認める事項

2 第20条及び第22条から第25条までの規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。

(認定特定非営利活動法人等の合併の認定の申請)

第27条 認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、法第63条第1項又は第2項の認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 合併しようとする各特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (3) その他市長が必要と認める事項

(情報通信の技術を利用する方法による手続)

第28条 法第74条の規定により読み替えて適用する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第5条第1項の規定により電磁的記録に規定されている事項又は当該事項を記載した書類により行う場合の縦覧等は、規則で定める方法により行うものとする。

(電磁的記録による保存)

第29条 法第75条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号。以下「電子文書法」という。）第3条第1項の条例で定める保存は、法第14条（法第39条第2項において準用する場合を含む。）、法第28条第1項及び第2項、法第35条第1項、法第54条第1項（法第62条（法第63条第5項において準用する場合を含む。）及び法第63条第5項に

において準用する場合を含む。)並びに法第54条第2項及び第3項(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による備置きとする。

- 2 特定非営利活動法人が、法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第3条第1項の規定により、前項に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、規則で定めるところにより行わなければならない。

(電磁的記録による作成)

第30条 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第4条第1項の条例で定める作成は、法第14条(法第39条第2項において準用する場合を含む。),法第28条第1項,法第35条第1項並びに法第54条第2項及び第3項の規定による書面の作成とする。

- 2 特定非営利活動法人が、法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第4条第1項に規定する条例で定める作成により、前項に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、規則で定めるところにより行わなければならない。

(電磁的記録による縦覧等)

第31条 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第5条第1項の条例で定める縦覧等は、法第28条第3項,法第45条第1項第5号(法第51条第5項及び法第63条第5項において準用する場合を含む。)並びに法第52条第4項及び法第54条第4項(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。)の規定による書面の閲覧とする。

- 2 特定非営利活動法人が、法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第5条第1項の規定に基づき、前項に規定する書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、規則で定めるところにより行わなければならない。

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、法の執行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年市条例第40号)

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に作成された改正前の第2条第2項第2号の文書は、当該文書が作成された日から起算して6月を経過する日までの間は、第2条第2項第1号に規定する書面

とみなす。

附 則（平成 27 年市条例第 63 号）

この条例は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。

附 則（平成 28 年市条例第 51 号）

この条例は、この条例の公布の日又は特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 70 号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。